

第17号議案

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同条第3項中「の各号」を削る。

第4条第1項中「市」を「市長」に改め、同条第2項中「別の」を「、別の」に改め、同条第4項中「するものとし、現に要した費用の額を超えないもの」を「した額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

第5条第1項中「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「当該受給資格の」を「、当該受給資格の」に改める。

第6条第2項中「、中間市子ども医療費支給条例」を「中間市子ども医療費支給条例」に改める。

第8条第3項中「第1項の規定」を「同項の規定」に改める。

第11条中「、重度障害者医療費」を「重度障害者医療費」に、「、その支給を」を「その支給を」に改める。

第13条第2項中「指定発達医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法第11条第1項第2号又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号の規定により、中等度の知的障害者と判定され、かつ前号に規定する身体障害者障害程度等級表の3級に<u>該当するもの</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法第11条第1項第2号又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号の規定により、中等度の知的障害者と判定され、かつ前号に規定する身体障害者障害程度等級表の3級に<u>該当する者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「医療保険各法」とは、<u>次の各号</u>に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(重度障害者医療費の支給)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p>	<p>(重度障害者医療費の支給)</p> <p>第4条 <u>市</u>は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を</p>

を除く。第2号において「自己負担分相当額」という。)を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1)・(2) (略)

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

3 (略)

4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の申請及び認定)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格を有しなくなった日の属する月の前月の末日までの間、中間市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年中間市条例第23号。次条第2項において「中間市子ども医療費支給条例」という。)の受給資格を有しない。

を除く。第2号において「自己負担分相当額」という。)を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1)・(2) (略)

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は別の医療機関とみなす。

3 (略)

4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

(受給資格の申請及び認定)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところによりあらかじめ市長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続き重度障害者医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

2 前項の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格を有しなくなった日の属する月の前月の末日までの間、中間市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年中間市条例第23号。次条第2項において「中間市子ども医療費支給条例」という。)の受給資格を有しない。

(重度障害者医療証の交付)

第6条 (略)

2 重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで中間市子ども医療費支給条例に規定する受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引換えに中間市子ども医療証を市長に返納しなければならない。

3 (略)

(支給の方法)

第8条 (略)

2 (略)

3 市長は、重度障害者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 (略)

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1

(重度障害者医療証の交付)

第6条 (略)

2 重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで、中間市子ども医療費支給条例に規定する受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引換えに中間市子ども医療証を市長に返納しなければならない。

3 (略)

(支給の方法)

第8条 (略)

2 (略)

3 市長は、重度障害者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 (略)

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1

項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下この項において「障害児施設等」という。）に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達医療機関（以下この項において「障害児施設等」という。）に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。